

第一次世界大戦期の石井菊次郎

——石井菊次郎の国際連盟外交と日仏外交の検討のために

北川 忠明

はじめに

一、第一期駐仏大使時代―日仏同盟とロンドン宣言加入問題をめぐって

(一)日仏同盟問題

(二)ロンドン宣言加入問題

二、外相時代―第四回日露協約をめぐって

三、米國特派大使・駐米全權大使時代―新外交へ

結びにかえて

はじめに

満州事変までの戦間期日本の国際協調外交は、幣原喜重郎の対米協調外交と石井菊次郎（一八六六―一九四五）の国際連盟外交・対欧州協調外交を軸として担われたが、後者は「対米協調と同等程度以上に重要であった」^①にもかかわらず、当時も今日もそれに相応しい位置を与えられていない。

石井の外交活動の研究も多くはなく、石井・ランシング協定に関連した研究、満州事変期の国際協調派としての行

① 井上寿一「安達峰一郎と国際協調外交の確立」、柳原正治・篠原初枝編『安達峰一郎』（東京大学出版会、二〇一七年）、三三頁

動に関連した研究のほか、第二次大隈内閣における外相時代（一九一五年一〇月一三日—一九一六年一〇月九日）の、とくに第四回日露協約（一九一六年七月三日調印）締結をめぐる研究がある。石井の外交の基本線を考える時に外相時代を見るのは当然であるから、これに触れておくと、日露協約には米國を仮想敵国したとも言われている秘密同盟協約があつたのであるが、日露協約に消極的であつた石井が締結に動いたことをめぐって、一方では、石井には、「日英同盟骨髄論」の前外相・加藤高明のように日露協約積極的推進派の山県有朋たち元老などに対して楯突く度量もなく、「政府の決定したものを忠実に外交交渉に移す」だけで、「着実で、手堅いが、積極面に乏しくビジョンがなかつた^②」と評される。他方では、当時の外務省における「英米派」、「大陸派」、「中国勤務派」の中で、親仏派の石井が「大陸派」に位置する点を重視し、石井は日露同盟にはむしろ積極的に対応したとみる見方もある。この見方は、「国際協調派」「親英米派」とされてきた石井像を見直し、「非英米派」外交の起点に置く^③。

確かに「日英同盟骨髄論」の加藤と比べれば、石井には元老たちに楯突く度量がなかつたように見えるし、後年、満州事変時には満州国建国に反対であつたにもかかわらず、意見を貫く事はなかつた。石井には確かに妥協的なところが見られる。

しかし、この事をもって「ビジョンがなかつた」外交官としてそれ以後の石井の外交を過小評価するのは妥当だろうか。逆に、「非英米派」的側面を強調して、「国際協調派」「親英米派」とされてきた石井の「ビジョン」を日露同盟推進派に近づけるのも行き過ぎのように思われる。

(2) 長岡新次郎「石井菊次郎と中国問題」(大河内一男/大宅壮一監修『近代日本を創った百人 上』、毎日新聞社、一九六五年)、二四一頁。

(3) 渡邊公太「第四回日露協約と英米協調路線の再考—石井菊次郎を中心に—」、神戸法学雑誌、第六〇巻第一号、二〇一〇年。

石井は、国際協調派、親仏派、大陸派、親米派、親英米派と形容されたり、非英米派、親露派に近づけられたりもするが、そのいずれでもあり、いずれでもないように思われる。これはビジョンなき外交官が時と場所、状況に応じて、カメレオンのように姿を変えるためなのだろうか。これら石井に被せられる形容語を総括すれば、欧米派・多国間(multilateral) または大國間協調ということになるのではないだろうか。

ちなみに、国際連盟外交を共に担い、駐仏大使を石井から引き継ぐ安達峰一郎（一八六九—一九三四）⁽⁴⁾は、後に常設国際司法裁判所所長になる人物であるが、パリ着任後、国際法学者で日本外務省に勤務していたトマス・ベイティ(Thomas BATY)宛書簡の中で、石井について次のように述べている。

「セーヌの畔に居を構えてから私は非常に大きな不安を感じています。私の友人である偉大な日本人の石井子爵の財産を相続するという不安です。……私は当然ながら彼の代わりにはなるとは思いません。私が希望しうる最大のもは、日本とフランスとの関係を緊密に強化することを目的として、また正義に基づく世界平和の維持と強化のために、石井によって明確に開かれた道に可能な限り近づくことです。」⁽⁵⁾

安達の石井評には身びいきのところがあるが、ここで描かれている石井像は、「政府の決定したものを忠実に外交交渉に移す」だけで、「積極面に乏しくビジョンがなかった」外交官というイメージに結びつかない。また、「国際協調派」「親英米派」とされてきた石井像を見直し、親露派に近づける石井像とも結びつかない。もちろん、第一次世

(4) 安達については、柳原正治・篠原初枝編、前掲書が詳しい。

(5) Adachi Mineichiro, Lettre à Thomas BATY, le 28 Juin 1928. この書簡は安達峰一郎記念財団所蔵の紅ファイルの no.455である。

界大戦期と戦後期の石井とでは時期が異なるし、石井の同僚の評価と今日の研究による評価は異なるかもしれないが、このギャップは大きい。⁽⁶⁾しかし、石井が国際連盟外交の牽引者であったことは否定できない。

問題は「石井はどのようにして「新外交」の担い手になり、安達が範とした日仏外交と国際連盟外交の牽引者になっていったのか、ということになる。本稿では、「親仏派」とされる石井の一九二〇年代の国際連盟外交と日仏外交の軌跡を検討するための前提作業として、第一次世界大戦期における石井の外交を対象にして、二国間同盟・協商を基礎にした「旧外交」から「新外交」を受容していく過程を検討することにした⁽⁷⁾。したがって、この時期の石井の外交を全体的・網羅的に記述するのではなく、この限られた目的から記述することになる。

なお、石井は、一八六六年生まれ、帝国大学法科大学法律学校で英法を専攻し、一八九〇年外務省に試補として入省、一八九一年一〇月駐仏公使館付きを命ぜられ、五年間滞在する。その後一八九六年仁川領事、一八九七年清国勤務を経て、一九〇〇年本省総務局電信課長、人事課長、取調課長を経て、一九〇四年通商局長、一九〇八年外務次官となり、一九二二年七月駐仏大使となる。

本稿では、これ以後の石井の外交活動を、(1)第一期駐仏大使時代（石井は一九二二年七月から一九二五年八月まで、一九二〇年六月から一九二七年九月までの二回駐仏大使を勤めている。便宜的に前者を第一期、後者を第二期として）(6) 本稿は、このギャップを埋めようとすれば、石井の外交を、欧米派・多国間または大国間協調ととらえるしかないという想定に立つてゐる。

- (7) 国際連盟については、海野芳郎『国際連盟と日本』（原書房、一九七二年）、篠原初枝『国際連盟』（中公新書、二〇一〇年）、を参照。
 (8) 「旧外交」とは、千葉功『旧外交の形成』（勁草書房、二〇〇八年）にしたがって、①君主政府による外交独占、②秘密外交、③植民地主義、④二国間同盟・協商の積み重ねによる安全保障、⑤権力主義的な外交（パワー・ポリティクス外交）、を特徴とするものと考えておく。

おく)、(2)外相時代、(3)米国特派大使・駐米大使時代に区分し、石井が「旧外交」の担い手から「新外交」の受容者に変容していく過程を辿る。

一、第一期駐仏大使時代―日仏同盟問題とロンドン宣言加入問題をめぐって

(一)日仏同盟問題

一九一二年に駐仏大使として赴任した石井の課題は、一九〇七年の日仏協約締結、一九一一年の日仏通商航海条約調印の後、「日本と印度支那間の貿易関係を規定すべき日仏条約の締結」にあった。インドシナ貿易は日仏通商航海条約の範囲から外され、関税等の面で日本は他国と比べ不平等な扱いを受けており、これを是正することが課題であった。しかし、「仲仲埒は明かな」⁽⁹⁾ いまま、一九一四年七月二八日にオーストリアハンガリー帝国がセルビアに宣戦布告し、第一次世界大戦開戦となる。よく知られているように、石井は、七月三〇日、いち早く「欧州の戦乱遂に避け難し」と本省に打電している。外交官の情報収集の模範例ともされるのであるが、石井は「懇意」になっていた当時フランス外務省政務局長のフィリップ・ベルトロ (Philippe Berthelot) の様子からフランス参戦を察知したと述懐している。⁽¹⁰⁾

なお、ベルトロは、終戦後は外務省事務総長に就任し、アリスティッド・ブリアン (Aristide Briand) とともに一九二〇年代フランスの国際協調外交を担う人物であり、石井が一九二〇年に第二期の駐仏大使に就任後も親密な関係を保ち続ける人物である。

(9) 石井菊次郎『外交随想(以下『随想』と略記する)』(鹿島平和研究所編、一九六七年)、一一二頁。

(10) 久保田貫一郎編「石井子爵閑談録 第一回」、『国際問題』六三号、一九六五年、六一頁。

さて、日本政府は、イギリスからの参戦要請を待って、加藤高明外相の主導により八月八日に元老・大臣会議で対独戦参加を決定する。その後、一五日にドイツに最後通牒、二三日に宣戦布告する。

これと並行して、ドイツの対仏宣戦布告直後、八月四日、駐日フランス大使ユジエヌ・ルニョー (Eugène Regnault) が加藤外相と会談し、英国が参戦し、かつ戦局が東洋に波及した場合について話が及んだ後で、日仏同盟の希望を申し出る¹¹⁾。加藤が曖昧な態度で即答しないどころ、八月七日に、ルニョーは、四日の会談後に日本駐在の英露大使と内談しているとしつつ、日本には「現在以上二何等ノ義務」を負わせることなく、日英同盟に加盟したいとのフランス政府からの正式の申し出を伝える。この申し出の理由について加藤が問うたところ、フランス側は「仏領印度支那ノ保全ヲ安固」にせんがためであり、この点で日仏協約では不十分だからだと返答する。これに対して、加藤は、¹²⁾ 歐洲の戦争が長引いても、日本が「仏国ノ極東領ヲ侵害」することはないと応じ、やんわりといなしている。加藤は、一二日にもルニョーと会談し同盟案文について質疑応答するが、日本が宣戦布告した場合には直ちに日仏同盟を締結されたいとルニョーが希望を述べたのに対し、英国との協議が必要であるから時間がかかると伝える。

この後、石井は、加藤宛、八月一三日にフランス外務省政務局長 (先のベルトロ) と面談し、同盟協約に「印度支那ニ関スル件商業財政ニ関スル事項」等を盛り込むフランスの意向等を確認し、英国との協議も行うとの付言ありと述べた上で、次のように報告している。すなわち、同盟発案はルニョーから出ているけれども、七月末八月初旬に、ヴィアニ (René Viviani) 大統領、リボ (Alexandre Ribot) 首相兼外相、デルカッセ (Theophile Delcassé) が集まった

(11) 第一次世界大戦勃発後の日仏関係については、松沼美穂「第一次世界大戦初期における日本陸軍の欧州派兵問題」(「思想」、二〇一七年九月) が詳しい。

(12) 『日本外交文書』、大正三年、第三冊、五七五文書 (以下「外文」、大三一三、五七五文のように略記する)、六〇一頁。

時の談話で出ており、現外相デルカッセに引き継がれたものとしたうえで、「本使ハ此ノ際仏国ト同盟条約ヲ結ブノ必要ヲ見イダス能ワズ、戦局発展ヲ待ツテ応否ヲ決定スルコト得策ナルベシト思考ス」と稟申している。

なお、この前の八月一〇日には、ロシアから日英同盟への参加意思が本野一郎（一八六二—一九一八）駐露大使から伝えられる。本野は、一八六二年生まれで石井より四歳年長、リヨン大学で法学博士の学位を得、一九〇一年から駐仏公使、一九〇六年から駐露公使、駐露大使を努めている「大陸派」外交官の代表格である。この当時仏・露との同盟に積極的であったのは、元老の山県有朋、特に井上馨であったが、本野も「此ノ際断然英仏露三国ト共同シテ今回ノ戦争ニ参加スル」ことを稟申したし、ロシアの日英同盟加入にも積極的であった。¹³

しかし、石井は今見たように、フランス政府の強い意向があると伝えた上でなお、消極的に対応した。結局、日仏同盟論は立ち消えになるのであるが、石井は、この間の事情について次の記述を残している。

「一九一四年八月初旬欧州大戦勃発するや、仏露両政府は頻りに英仏露日の四国同盟を結ばんと英国に提唱し、同時に我が政府に同盟を申し込む。当事外相加藤男は駐仏大使として余の説を徴した。蓋在英大使井上勝之助氏、在露大使本野一郎氏にも同様であつたらう。余は同盟必ずしも反対にあらざり、否寧ろ賛成なりしも、当時我が政府は対独宣戦を決せざりしが故に先決問題は此点に在りと思惟した。然るに当時東京駐在仏国大使ルニエウ Regnaudet 氏が本国政府の訓電を奉じて加藤外相と面談中「若し日本が此際英仏露と同盟関係に入らば正義によりて三大国と共に暴戻なる野心国を膺懲することとなり貴国の国威宣揚すべし」との一節あつたやうで、仏国大使の用いたる一語 Prestige は

(13) 同上、五八一文、六一一—六一二頁。

(14) 同上、五七七文、六〇六頁。

加藤外相の悪寒を招き、談話は茲に立消となった。¹⁵⁾ (傍点は引用者による)

ルニヨールはチュニス、モロッコに長く駐在し、「劣等国に対する慣習が出たもの」で、加藤の方は同盟を避けたく思っていたようだから、この失言が話の断絶を招いたと、石井は言う。日仏同盟論が立ち消えになった事情については、フランス側の事情については措くとして、¹⁶⁾ 日本側からすれば、日英同盟骨髄論の加藤は、もともと日仏同盟を結ぶ気はないし、「劣等国」扱いされていると感じたことが背景にあるということである。

もう少し話を進めておくと、日本の対独宣戦布告の後、英露から派兵要請があるが、加藤はこれを拒否する。このとき、加藤は大使たちの意見を徴するが、本野は賛成し、石井は反対した。

石井によれば、九月二日のフランス政府のボルドー移転の頃には、「歐洲出兵の代償」として日本への「印度支那提供」論も現れたが、これは「真面目ではなかった」。しかし、日本の「歐洲出兵論」は「熱烈なる希望」であった。¹⁷⁾ が、石井は派兵反対を貫く。石井は次のように述懐している。「僕は出兵反対であったが、仏蘭西にいてもつとも泣きつかれたのである。クレマンソーは『オンム・リーブル』紙に盛んに書くし、……そのとき、出兵でもしていようものなら大変なことになった所だ。一万人位の人を殺したことは明らかで、一万人殺して、もうそれで手を引こうとしても駄目で、のつびきならぬ羽目に陥ったであろう。¹⁸⁾」

(15) 『随想』、三〇六頁。

(16) 日仏同盟等をめぐる動きについては、鹿島守之助『日本外交史 10 第一次世界大戦参加及び協力問題』(鹿島研究所出版会、一九七一年)、第三章を参照。

(17) 『随想』、二頁。

先に見たように、八月一三日に日仏同盟の必要なしと応答した石井が、後年の述懐では、「余は同盟必ずしも反対にあらず、否寧ろ賛成なりしも……」としているのは矛盾しているように見えるし、宣戦布告前で戦局も定かでない時点での判断の揺れを見ることもできるが、あるいは、日仏同盟立ち消えの責任を加藤とルニョーに帰しているようにも思われるが、八月八日に政府は参戦決定を行っている（ドイツへの最後通牒は一日）ことと、石井の出兵反対論を考えれば、「親仏派」とされる石井自身も日仏同盟には消極的であったと見ることはできるだろう。積極的であれば、本野のように明確に同盟賛成、出兵賛成と意思表示があつただろうからである。

ところで、石井は、『外交余録（以下『余録』と略記する）』（一九三〇年）の「国際同盟」の章の続稿「国際同盟論続稿」（一九三九年二月）において、彼の同盟論の結論を八項目にまとめ、その第四項目で次のように書いている。

「元来国防は自力自衛の原則に依つて建てらるべきである。祖国守護の一部を他方に頼らんとするは其心事に於て已に決心覚悟の不足たるを自白するものと謂ひ得る。尤列国競争激甚の現状に在つて他国と連れ立ち、提携協力を以て相互利益を図るを必要とし又は賢策とする場合なきにしもあらず。余は斯る場合までも同盟接近を拒まんとする者ではないが、斯る場合ともなつたら、よくよく相手の実力と目的と真意向と真態度とを見極めたる後ならでは苟も進むべきでないと強調する。」¹⁹⁾

自力自衛を原則として、やむをえざる場合に、「双方の利害が完全に合致」し、かつ「同盟義務履行」の信頼をお

(18) 「石井子爵閑談録 第二回」、『国際問題』六三号、一九六五年、五七頁。

(19) 『随想』、二一九頁。

ける場合には、同盟を締結するという立場である。もちろん、この文章は日独伊三国同盟が結ばれようとしていた時代にそれを批判する目的で書かれているものであるが、石井の基本的考え方であったように思われる。

おそらく石井はもともと二国間の同盟には慎重であった。日英同盟についても加藤ほど強い堅持姿勢ではなかった。確かに石井は、日英同盟は両国の利益に合致し、世界平和に貢献したと高く評価した。けれども、石井が外務次官時の一九一一年、第三回日英同盟協約締結時には、日本にとっては、日仏、日露協商、高平・ルート協定も締結され、英国にとつては、仏露、英仏、英露、英独協商が成立し、「東亜及印度に於ける領土権と特殊利益とは」何れも確保されていたから、日本から言えば「日英同盟は最早必要と謂ふではなく」なっていた。英国側からは「英独争覇戦」に備えて必要とされたが、日本からすれば、「猶ほ在ったほうが利益且便利なるもの」でしかなかった、と述べている。⁽²⁰⁾

同盟には慎重であった石井からすれば、北東アジアと中国については日仏の利害関係が強くある訳ではないし、この時点で、懸案事項であるインドシナ通商問題を取引材料に持ってこられても、「仏領印度支那ノ保全ヲ安固」にするための同盟や欧洲出兵に応じなければならぬのであれば、日本にとつて得るところは少ない。そして、後にも見るが、石井がインドシナ通商における関税差別で問題にしていたのは、経済的利益の問題以上に、国家間の対等性の問題である。⁽²¹⁾ 加藤が引つかかったのもその問題のようであるが、これを抜きにして、派兵を伴う同盟はありえないと

(20) 『余録』、六七―七〇頁。

(21) 石井は、仏外相デルカッセが、日本の派兵と交換条件にインドシナと日本の通商条約を持ち出して来たが、インドシナの商工業団体からの猛烈な反発と、イギリスがアメリカとオーストラリアの日本派兵反対意見への配慮のため同意しなかったことにより、日本派兵工作は失敗したと、述懐している。『随想』、二一―四頁。

考えていたのではないかと思われる。⁽²³⁾まして、日英同盟がある以上、これと並べて日仏同盟をつくるのは、日英同盟が薄まることを警戒する加藤が外相であることを考えれば、なおさらのことであろう。石井の判断はこのようであったのではないだろうか。

とはいえ、石井はすべて同盟に消極的であった訳ではないし、日英同盟は「在ったほうが利益且便利」なものであった。日仏二国間同盟を回避するのであれば、先の引用文で石井が「賛成」だったのは日英同盟を基礎にした「英仏露日の四国同盟」であろう。

仏露からの同盟申し入れを加藤が拒否するうちに、九月五日に英仏露三国は、単独講和をしないことを約束したロンドン宣言を行う。仏露は同盟関係にあるが、英仏、英露の間にはないという理由で提議されたものである。この頃から、仏・露の日英同盟加入、さらに四国同盟論が強く主張される。

石井は、九月一六日「仏露の日英同盟加入問題」に関する電稟の中で、日英同盟の「現状ヲ維持シ歐洲戦争ノ發展ヲ待チ徐ニ我カ外交上ノ地位ヲ考定スルヲ得策トス」としつつも、英国が露仏の加入を歓迎するのであれば、日本が仏露の日英同盟加入を拒否して、日英同盟だけに頼るのでは却って日英同盟を弱体化させるし、また「英仏露ノ間ニ（日英同盟と）類似ノ同盟成立スルニ至ラハ外交上事実孤立ニ陥ル虞」（括弧内は引用者による）があるとして、孤立を

(22) この時期のインドシナ通商交渉については、Miho MATSUNUMA, *La Grand Guerre et la politique douanière indo-chinoise à l'égard du Japon, Outre-Mers, Revue d'histoire*, T.104, No.390-391, 2016. 松沼も言うように、インドシナ関税問題は、日本にとつては他の列強に与えられていたのと同じ処遇の問題であった。

(23) なお、念のために付け加えておくと、石井は一九二〇年代の第二期駐仏大使の時代にも、満州事変時にも、日仏の両側から出て来た日仏同盟論には一貫して与しなかった。この点については次稿において扱う。

避けて同盟拡張を提言する。それは米国における「帝国外交」の地盤を強固にするし、経済発展にも資するとしたうえで、日独開戦前における「日仏同盟」申込みと「今日ニオケル仏露ノ日英同盟加入申込トハ事情ニ於テ大差アルノミナス問題ノ性質ヲ異ニスル」⁽²⁴⁾ものである、としている。

九月二日にはすでにフランス政府はボルドーに移転するという戦局である。石井は、当初は日仏同盟必要なしと意見を述べたが、ロンドン宣言以後の現時の仏露の日英同盟加入は「問題ノ性質ヲ異ニスル」のであって、日本の孤立を避けるためには四国同盟を推進する必要があると考えている。なお、一七日付けの本野駐露大使から加藤宛の電報の中には、仏外相テオフィル・デルカッセが日英仏露四国同盟を希望しているとの情報が伝えられているから、石井にも影響があつたかもしれない。

この後、九月二〇日頃、日仏、日露の二国間同盟ができないときの第二案として、露仏両国から四国同盟の提議が日英に対して行われる。

九月二六日に、駐日大使ルニョーが加藤外相に四国同盟条約締結を申し入れる。このとき、加藤は、未だ考慮中であり、戦争終了後に検討してもよいのではないかと回答する。⁽²⁵⁾加藤は、日英同盟が薄まるという理由で露仏の日英同盟加入も多角的同盟も忌避していたし、ロンドン宣言にも同盟国イギリスから何の打診もなかったことに不満を表明していた。

こうして、「英仏露日の四国同盟」は頓挫する。そこで、石井が推進したのはロンドン宣言加入である。項を改め

(24) 『外文』、大三一三、五八五文、六二一六―一四頁。

(25) 同上、五八六文書、六一四頁。

(26) 同上、五八九文書。

て見よう。

(二) ロンドン宣言加入問題

石井の述懐によれば、ロンドン宣言の後、政府宛に宣言に加入する必要を電稟したという。「時我輩の考ふる所においては、我国が日英同盟の条項に基づいて英国とともに欧戦に従事するとすれば、露仏両国とも事実上同盟関係に這入ることとなる。事実—同盟関係に這入るとするならば、其の関係を正式に明確なものとして置くことが後日我が帝国の立場を尊重せしむる上から見て必要である。」

石井は、日英間に関してはロンドン宣言と同様の日英同盟があるけれども、露仏両国とは何等取り極めがないため、両国が単独で講和を結んでも、あるいは敵国と内議されても、日本はこれを拘束すべき根拠がない。だから、宣言加入は当然のことである、と考える。これに対して、加藤は、講和に当たっては日英同盟に基づき意見交換することになっているから、ロンドン宣言において英仏、英露間に同じ条項があるかぎり、加入しなくても日本には商議があるはずだとする。⁽²⁶⁾

先述のように「英仏露日の四国同盟」が頓挫している中、石井は、年明けの一九一五年一月二十九日、加藤外相に対して、戦後、講和の際に英仏露三国政府と同一の地位を確保するためには、ロンドン宣言に加入する必要がある旨具申する。露仏の同盟提議に応じず、イギリスからの出兵要請を拒絶するとなれば、友好関係が脆弱化し、講和会議で三国と同一の発言権を持ちえないこと、さらに宣言加入であれば露仏との同盟のように「戦後ノ将来ヲ拘束セラルル

(27) 『余録』一一六頁。

(28) 『余録』、一一七—一一八頁。『外交回想断片』（金星堂、一九三九年）、一四—一七頁。

「不利益」⁽²⁹⁾がないことが理由である。そして、フランスではロンドン宣言に際し日本を招かなかったことで政府の失態を非難する声強しと付け加えている。

加藤を説得するためかもしれないが、日本と露・仏との同盟は「戦後ノ将来ヲ拘束セラルル不利益」があるから、この不利益のない、戦時に限定された宣言加入を優先すべきというのである。石井の基本的立場はここで定まったと見てよい。仏露との二国間同盟でも四国同盟でもなく、当面の最優先課題は講和会議を目指したロンドン宣言加入である。それであれば、同盟のように派兵義務を負うことはないし、講和会議では四国対等で臨むことができるのであれば同盟と同じ効果をもつ。

しかし、加藤は、先の石井の述懐通りで、井上駐英大使、本野駐露大使、石井に対して、日本が参戦している以上、日英同盟協約第二条に基づき三国と同一の地位にあることを各国政府に確認するよう指示をする。石井も、二月に仏外相デルカッセと会見し、加藤の言う通り、「三国ト同一ノ地位ニ在ル」⁽³⁰⁾ある旨確認している。

こうして、加藤は執拗に宣言加入を拒否し続けるのであるが、四月になってイタリアがロンドン宣言に加入希望を出している旨の情報が、極秘で、本野と井上勝之助駐英大使から加藤に伝えられる。⁽³¹⁾状況は、石井の具申通り、宣言加入を検討する状況になってきたわけである。七月には、本野が、石井の意見と同様の根拠で宣言加入推進の意見を具申するし、八月一〇日には、ロシア政府が日本の加入を希望している旨伝える。⁽³²⁾

(29) 『外文』、大四―三上、三五文、三六頁。

(30) 同上、四一頁。

(31) 同上、四六、四七、四八、五〇文書。

(32) 同上、五四文書。

なお、ロシアの日英同盟加盟、日露同盟締結の動きはさらに強くなっており、イギリスは、当初加藤と同じ日英同盟不拡大方針であったが、一九一五年になって、露仏の日英同盟加盟、さらに日露同盟も認める立場に転換していた。そして、七月に在英日本大使館から日英露の三国同盟または日英露仏の四国同盟をロシア政府が希望している旨、加藤に伝えられるが、加藤は、本野に確認し釘を刺すため、ロシア外相と本野との会談内容を報告するように求める。このように加藤と本野の間には確執が激しくなっていた。

そして、加藤は、日本陸軍の師団増設案に関連して大浦兼武内相が行った買収工作が発覚した大浦事件において、内閣総辞職を主張したが容れられず、八月に外相を辞任する。その背景には元老の山県や井上の意向があった。そして、加藤の推薦により、大隈首相が石井に外相就任依頼を行う。そのとき、本野も候補になっていたが、加藤が本野をロシアにコミットしすぎると嫌い、自分に近いと考えた石井を後継に推薦したようである。石井は受諾し、この受諾と「交換条件」のようにロンドン宣言加入と、デルカッセ及び英外相エドワード・グレー (Edward Grey) 等と打ち合わせする旨、大隈に意見を提出する⁽³⁴⁾。

したがって、日仏同盟、フランスの日英同盟加盟、四国同盟が立ち消えになっている時点で、石井にとって問題は、ロンドン宣言加入とともに、ロシアの日英同盟加盟あるいは日露同盟にどのように対応するかである。

八月一二日帰国命令を受け取った石井は、一六日にデルカッセと会談する。主題はロシアの問題とインドシナ通商問題である。第一に、露仏同盟はロシアをしてヨーロッパに目を向けさせる役割を担っているが、ロシアが今後極東に目を転じる虞はないか、またロシアにおける親独派の台頭の危険はないか、等の質問を行い、露仏同盟ある限り口

(33) 同上、一三、一四、一五、一六、一七文書。

(34) 『余録』、一一八―一九頁。

シアの目はヨーロッパにあるし、親独派はセルゲイ・ウィツテ (Sergei Witte) の死 (一九一五年三月) 後は影響力がないとの回答を得ている。第二のインドシナ通商問題について。石井は、これは「国家ノ体面」に関わる問題であり、その一つは「人的差別待遇問題ニシテ即チ北米合衆国ニ於ケル日本移民排斥ノ問題」である (周知のように一九一三年にカリフォルニア移民法が制定されている) が、「他ノ一ハ物的差別待遇ノ問題ニシテ即チ印度支那ニ於ケル日本貨物ノ差別的不利益待遇」であるとして、この差別は正がなされなければ、日本政府は印度支那からの輸入品に対して報復的手段を執る可能性を仄めかしている。⁽³⁵⁾ 石井にとって問題は、ロシアの動向とともに、移民、貿易をめぐる差別待遇の是正であったが、それは「国家ノ体面」、国家の対等性の問題であった。ロンドン宣言加入において対等に扱われるためには、この差別待遇が撤廃されなければならない、「劣等国」扱いは許されない、というのが石井の考えであろう。

その後、英露から日本のロンドン宣言加入希望が伝えられるが、石井は加入にあたって条件はあるかとの大隈の問い合わせに対して、「損ナクシテ益アルモノ」であるから、条件はないと応えている。⁽³⁶⁾ そして、グレーとの会談前に、大隈首相宛の電報 (八月二二日) の第一信においては、グレーに対して、第一に、ロンドン宣言加入にあたって日本は反対ではないという意見を述べる、第二に、ロシアが同盟国側を離れてドイツと講和する恐れありとするならば、これを予防するためには、ロシアの日英同盟加入承諾も「一ノ辯法トシテ考慮スルノ価値アリ」と考える旨を述べる、と意見を書送っている。⁽³⁷⁾ 第二信では、ロシアの日英同盟加入承諾は「已ムヲ得サル義ト思考ス」と踏み込んで、ロシ

(35) 『外文』、大四―三上、二九文、二八頁。

(36) 同上、六一文。

(37) 同上、三〇文、二八頁。

アの「変節ノ虞」ありとするならば、ロシアの希望を容れて露独接近を防ぐ必要があると言う。そして、グレーが「日英同盟ニ背馳セザル限リハ別ニ日露同盟ヲ見ルモ妙ナラン」と述べていることについて、日露同盟は「更ニ慎重ノ考慮ヲ要スル別個ノ問題」であるが、ロシアの日英同盟加入には「大ナル支障ナカルヘシ」と述べる旨を伝えている。³⁸⁾

つまり、石井にとって最優先課題は宣言加入であり、ロシアの戦線離脱・単独講和阻止のためにはロシアの日英同盟加入はやむをえないというのが基本的考えで、日露同盟は別問題として消極的であった。

その後石井は、八月二三日駐仏ロシア大使アレクサンドル・イズヴォリスキー (Alexandr Izvolski) と会談し、ロシアにおけるウィット派³⁹⁾親独派の影響力はなくなっているとの回答を得ている。

そして、八月三〇日井上駐英大使とともにグレーとの会見に臨み、先ず、ロシアの希望は、日露同盟なのか、日英同盟加盟なのか、日本のロンドン宣言加入で満足なのかとグレーに問うたところ、グレーはこれはサザノフ (Sergei Sazanov) 外相の話を聞くしかない⁴⁰⁾と述べつつ、日英同盟に背馳しない限り、日露の協定は可能であるし、「日露両国ニ協定ヲ結フモノトセバ此際露国ノ希望ニ任セ同盟ヲ締結セハ日本国ニトリテ有利ノ條件ヲ以テ締結シ得ヘシ」と応じている。またロシアの現状では、単独講和の可能性はないのかとの回答を得て、石井は帰路について。

以上やや詳細にロンドン宣言加入をめぐる石井の動きを見て来たが、石井は、日英同盟骨髄論の加藤の路線から外れ、それに対抗する日露同盟論の山県や「大陸派」外交官の本野の影響力拡大の過程で微妙な位置にあった。石井は加藤に対して、早くから四国同盟論とロンドン宣言加入を提唱して来たが、この石井の路線は一九一五年の春以後、日露同盟、または日英露三国同盟あるいは四国同盟推進の本野による後押しを受けて、そして、本野の路線が山県の

(38) 同上、三一頁、三〇頁。

(39) 同上、三四頁、三四頁。

意向によって優勢になる中で実現することになる。

しかし、石井は、山県とも本野とも異なる。

山県は、一九一五年二月二日の意見書「日露同盟論」で、第一次世界大戦はスラブ民族とゲルマン民族という白色人種の競争から起ったものであるが、終戦後の世界は白色人種対黄色人種の争いになり、白色人種の連合が生まれるであろうという観点から、「支那をして我に信頼せしむる」日中提携の必要を主張するとともに、「歐洲の或る強國と同盟して」中国における日本の利益を図り、「黄人に対する白人聯合の氣勢を未然に予防する」ため、日英同盟のほかに日露同盟を締結し、さらにその後フランスとの同盟に持つて行くという考えを主張する⁽⁴⁰⁾。

本野は、もともと参戦と欧州派兵、仏露との同盟に積極的であったが、一九一五年になって英国が日露同盟を認めるようになってから、再び積極的に推進していた。日英露三国同盟または日英仏露四国同盟の必要性の理由について述べよと問いつめる加藤に同年八月五日の電報で、おおよそ、次のような意見を述べている。先ず、将来の日英露三国同盟または日英仏露四国同盟の成否に拘わらずロンドン宣言加入を得策とするとしつつも、将来は三国又は四国同盟が必要である。次いで、英仏露が勝利し、ドイツの権力が瓦解すれば、その後には英露の対立が起るであろうから、そのとき日本の地位を有利にしておくためには、日英同盟だけに依存するのではなく、日露同盟を結んでおく必要がある。また、英仏露が敗北した場合には、ドイツが中国における権力を復活させようとする試みを制止するためには日本独力では危険であるから、三国又は四国同盟は必要である。いずれにしても、日英同盟だけに頼ると日本は孤立する可能性がある。さらに、中国における権益確保のためには英仏との協力が必要であり、滿蒙問題に関してはロシ

(40) 山県有朋『山縣有朋意見書』(大山梓編、原書房、一九六六年)、三四六―三四八頁。

アとの協力が必要で、日英同盟維持と同時に日露同盟締結の必要がある。そして、北満の将来のために恐るべきは露独接近でありこれを防御するために「今ヨリ露国ト同盟ヲ結ビ」置き、「帝国ノ地位ヲ益々強固ニセントスル」ことを意見している。⁽⁴¹⁾

このように山県や本野は終戦後の世界を予想しながら、山県の場合は白色人種に楔を打ち込むために、日中提携とともに積極的に日露同盟を進めるべきという。本野は、宣言加入が得策という考え方では石井に近いが、宣言加入はむしろ便宜的で、将来は三国同盟または四国同盟が必要であり、戦後の英露対立や、満洲の将来を想定して、日露同盟締結は最優先だという論理である。

石井においては、優先順位が高いのはロンドン宣言加入と四国協調であり、それは戦時に限定され将来を拘束しないので、露・仏との同盟の「不利益」を避けるメリットがある。次に、ロシアの戦線離脱・単独講和を阻止するためには、日英同盟へのロシアの加入による三国同盟はやむをえないと考えた。日露同盟については、当初選択肢に入っていなかった。しかし、グレーとの会談の頃には、おそらく、山県や本野の路線の影響力の拡大のもとで選択肢に容れざるをえなかったのではないだろうか。ロシアの希望があり、グレーも、日英同盟に背馳せずに日本に有利な条件での日露同盟もありうるという立場であったからである。フランスと比べてみても、日本とロシアには、中国東北部をめぐる利害関係があるから、優先順位は低くても、有利な条件であれば同盟を考えることも不自然とはいえないだろう。

とはいえ、この時点における石井の基本的立場は、ロンドン宣言加入による戦勝を導くための日英露仏四国の連合

(41) 『外文』、大四―三上、二八文、二三一―二六頁。

国・多(大) 国間協調を最優先することであったと言えよう。ともかく、この後、大隈内閣は、石井の意見にそって九月二三日ロンドン宣言加入の閣議決定を行なう。

二、外相時代―第四回日露協約をめぐる

石井は一〇月一三日に外相に就任し、日本政府は一九日にロンドン宣言加入を宣言する。続いてイタリアが加入するのであるが、石井は、この時にロンドン宣言に加入したからこそ、パリ講和会議に連合国側五大国の一員として参加し、さらに国際連盟理事会常任理事国にもなれたのだと述懐している。⁽⁴²⁾

石井の功績は、先ずはこのロンドン宣言加入を実現したことだろう。しかし、日本が参戦し、ロンドン宣言加入まで進んだ後、敵国と単独講和をする危険性があったのはロシアであると「当初から憂慮していた」⁽⁴³⁾。それは、ロシアが一八世紀の七年戦争時にフランス、オーストリアとの同盟から離脱してプロイセンと単独講和をしたし、ナポレオン戦争時にも英国を離れフランスと結んだ前歴があるからである。石井はこの懸念を払拭出来ない。しかし、大隈が「元老に日露同盟賛成を表明」していたこともあり、石井が対口交渉にあたることになる。⁽⁴⁴⁾

日露協約交渉についてはこれまでの外交史的研究があるので、石井の立ち位置を明確にするためにだけ、大筋を見

(42) 『余録』、二二〇頁。

(43) 石井菊次郎述『外交回想断片』二六頁。なお、第四回日露協約交渉については、多くの文献があるが、さしあたり以下のものを参照。

田中直吉「日露協商論」、植田捷雄他編『神川先生官歴記念 近代日本外交史の研究』(有斐閣、一九五六年)。吉村道男『日本とロシア』(原書房、一九八六年)。大井涼「石井外交の対露政策に関する一考察(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)」、『政治経済史学』、四七六、四七七、四七八号、二〇〇六年。渡邊公太、前掲論文。

(44) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年 上』(原書房、一九六九年)、六一七頁。

ておこう。

一九一六年一月、ロシア大公ゲオルギー・ミハイロヴィッチ (George Mikhailovich) 大公とともに、外務省極東局長グリゴリ・コザコフ (Grigori A. Kozakov) が随員として来日し、四月の対独総反攻に備えて、日露間の協約を締結し、また、中国内でのドイツの動きを「抑圧」するため、不足している武器の供給を日本に求める。

石井は、一月一四日のコザコフとの会談で、日露間の「接近」を希望するのか、英国または英仏両国を加えた三国または四国の「接近」を希望するかと問う。これに対して、コザコフはサゾノフ外相の差し当たりの希望は日露協商であると回答する。石井は武器供給問題は陸軍大臣との協議が必要である旨伝える。⁽⁴⁵⁾

石井は、四国協調が最優先で、ロシアの日英同盟加入はやむをえないと考えていたから、日露同盟には当然消極的である。

一月二〇日の会談では、石井は、中国をドイツの掌中に陥らせないためということとは新協約の「好個ノ一条文ヲナスノ材料」とはなるけれども、これはほぼ自明のことで、協約を結ぶ条件としてはさらに武器供給に対する補償が必要であることを伝える。さらに、一九一五年夏にはロシアにはほぼ無償で武器供与したが、今回は、武器有償の意向を陸軍に伝えても陸軍の「好奇心」を喚起するに至っていないと述べながら、昨年、ロシア側から申し出のあった長春以北の東清鉄道の一部割譲の話を仄めかしている。⁽⁴⁶⁾

同盟ではなく協商ですませようとする石井の態度が日露同盟を求める山県の怒りにふれる。同日の一月二〇日に、山県、大山、松方の三元老と大隈首相、石井との会議が開かれ、石井は、ロシアへの回答案を提案する。先ず、長春

(45) 『外文』、大五一、八八文、一一三頁。

(46) 同上、八九文、一一四頁。

「ハルビン間の沃野を日本の「勢力範囲」とすること、長哈鉄道を日本の管理下に置くことを条件として、ロシアが了承すれば日本も武器供与で便宜をはかることによって、妥協できると提言する。そして、中国がドイツの勢力下に入ることは憂慮すべきことであるので、「日露両国政府ハ将来支那ガ独逸ノ掌中ニ陥ルヲ防止スル方法ニ関シ常ニ留意ナキ意思ノ交換ヲ行ヒ且必要ノ措置ヲ執ルヘシ」という条文と、「露国ハ日本ニ対抗スルノ意思ヲ有スル国際約定ニ加入スルコトナカルベク日本モ亦露国ニ対抗スルノ意思ヲ有スル国際約定ニ加入スルコトナカルヘシ」という条文を、両国で交換する、という提案である。以上の二つを踏まえれば、ロシアの提議に対して「帝國政府ハ日露現下ノ關係に一步ヲ進メルノ目的ヲ以テ談話ヲ試ムルコトニ主義上同意ス」と挨拶することは「可然」である、というのが石井の提案である。⁽⁴⁷⁾

しかし、山県は、同会合において、「武器の供給ヲ交換的ニ行ハントスル」言辞を避けて、「一、戦争間帝國ノ極東ニ於ル利権ヲ擁護シ要スレハ兵力ヲ仮スニ躊躇セス以テ露国極東ノ守備軍ヲ欧洲戰場ニ使用スルコトヲ得セシム、二、極東の重鎮トシテ日露ノ利権ヲ擁護スルニ足ルヘキ帝國軍備ノ許ス範圍ニ於テ帝國ハ兵器材料ヲ露国ニ供給スルニ最大ノ努力ヲ尽クシ嘗テ怠ルコトナシ」を主義として、可能な援助を与えるのに「全幅ノ考慮ト努力トヲ尽クシ居ル」意味のことを述べるべきだと言う。⁽⁴⁸⁾

その後も石井が山県や陸軍に意見伺いをするものがあつたが、二月一四日に、日露協約締結の閣議決定が行われ⁽⁴⁹⁾る。その骨子は、ロシアからの有償での東新鉄道の一部（長哈鉄道）割譲と有償での武器提供、日露両国間に同盟関

(47) 同上、八九文、一一七頁。

(48) 同上、八九文、一一八頁。

(49) この間の動きについては、千葉功、前掲書、三〇八―三一二頁。

係を設定し「戦後露国ヲシテ独逸其ノ他侵略的政策ニ驅ラレル邦国トノ接近ヲ予防スル」ことであり、この同盟関係は次の三点を標準とするとしている。第一に、両国は領土権及び特殊利益を擁護するため、相互に平和的手段による友好的援助を行うこと、第二に、両国の一方は他方に敵対する目的傾向を持つ条約・協定に加入及び締結しないことを相互に約束すること、第三に、「日露両国ハ支那カ第三国ノ政治的掌握ニ歸スルコトヲ以テ両国各自ノ主要利益に對スル侵迫ト互認シスル状態ノ発現ヲ予防スル方法ニツキ隨時協議ヲナシ右協議ニ基ヅキ一方カ執リタル措置ノ結果トシテ第三国ト戦争ヲ為スノ已ムヲ得サルニ至リタル場合ニ於テハ他方ハ來テ其ノ同盟国ニ援助（兵力援助ヲ含ム）ヲ与フヘキコトヲ相互ニ約スルコト」、である。⁵⁰⁾

閣議決定の後、石井は本野駐露大使に対して、以上の内容を伝え、「支那カ独逸ノ掌握ニ歸スルカ如キ事態ハ両国ノ利益及び安寧上ノ許スヘカラサル所ナルヲ以テ右危険ヲ予防スルノ基礎ニ秘密同盟協約ト外ニ両国ノ特殊親善關係ヲ表明スヘキ公表協約ヲ締結スル」旨伝えている。⁵¹⁾

この後、本野がロシアとの交渉にあたるが、本野がロシア側からの要請を承けて、秘密同盟協約中の「第三国」をドイツと明記しなければ英仏に内示したときに疑いを生むと具申したとき、石井は「当方ノ案ハ既ニ各方面ヨリ慎重ナル考慮ヲ遂ケ閣議ヲ経テ元老ニモ協議ノ上勅裁ヲ得タルモノナルカ故ニ今更其ノ大体ノ方針ヲ変更スル能ワズ」と拒否した。⁵²⁾

また、ロシア側対案の秘密条約第五条「日露兩國ハ支那ニ於ケル其特殊利益ニ關シ締結セントスル國際協定ヲ互ニ

(50) 『外文』、大五一、九〇文。

(51) 同上、九一文。

(52) 同上、九八文、一二七頁。

通告シ其支那ニ關スルモノハ兩國合意ノ上ニアラサレハ之ヲ為ササルコトヲ要ス」をめぐって、山県が中国における日本の行動の自由を束縛すると反発し、石井が削除を求めたが、交渉が長びくなか「日露同盟協約交渉ハ成否ノ見込ミ立タザル」事態であると石井が本野と井上駐英大使に打電する局面もあり、⁵³⁾ 紆余曲折を経て、一九一六年七月三日、第四回日露協約が調印された。

以上の流れを見たとき、石井と山県の違いは言うまでもない。石井は、できるだけ有利な条件で日露協約を締結しようとする。石井の言によれば、日露協約の目的は、第一に兵器彈薬の供給により前線のロシア軍を支援し、戦意喪失・単独講和を阻止すること、第二に、日露共同利益に反する条約を他国と結ばないように相互に約束すること、であったが、⁵⁴⁾ その際、長春―ハルビン間の沃野を日本の「勢力範囲」とし、長春―ハルビン間の鉄道を日本の管理下に置くという有利な条件であれば武器供与に応じるということで、石井は協約締結を進めた。これに対して、交換条件など出さずに最大限の支援を行うべきだというのが同盟積極推進の山県である。石井を親露派に近づけすぎるのはやはり問題である。

しかし、石井は日露同盟を最終的に受け入れた。確かに、山県に押し切られたと思われるが、石井が、山県たち元老などに楯突く度量もなく、「政府の決定したものを忠実に外交交渉に移す」だけであつたとは言いつてもいい。秘密同盟協約は、ロシア側の意向を承け、また日英同盟との抵触を懸念する井上駐英大使との意見交換を経て、第四条に「両締盟国ノ一方切迫セル戦争ノ重大ナル程度ニ適応スヘキ援助ヲ其ノ同盟諸国ヨリ保障セラルルニ非サレハ本条約第二条ニ規定スル兵力的援助ヲ他ノ一方ニ与フルノ義務ナシ」として、第二条における中国を政治的に掌握しようとする

(53) 同上、一〇八、一一二、一一七、一一八文書。

(54) 『余録』、一二八―一二九頁。

「第三国」と一方が交戦になった場合の兵力援助については、日本の同盟国であるイギリス、ロシアの同盟国であるフランスの「保障」を得ることを条件とすることになった。つまり、日英同盟と露仏同盟の制約を課したものである。あるいは、「日露同盟を日英同盟・露仏同盟と連結させて、日英露仏の四国同盟とする構想」⁵⁵が基礎にあるとも言えるかもしれない。これは、日英同盟のほかに並列的に日露同盟締結を考えていた山県の本来の考えと異なるのであるが、石井の場合は、先にも見たように、帰国前のグレー英外相との会談で、日英同盟に背馳しない限りで、また日本に有利な条件での日露同盟もありうるとの示唆を得ていた。結果をみれば、この線に近くなっているものであり、二国間同盟を忌避して日仏英露の四国同盟を提言したことのある石井にとつて、悪くない結果なのである。

もとより、「加藤のような強い個性も権力基盤となる政党の背景も持たない」⁵⁶石井は、加藤のような日英同盟を基礎とした「霞ヶ関正統外交」からも外れ、本野のような日露同盟派に完全に与することもできない微妙な立場で、石井外交を支える基盤も強くなかったと思われるから、親露派に配慮しながらでしか、また他力を借りてでしか落とし所に到達しえなかったと見るのは、うがち過ぎだろうか。

ちなみに、ゲオルギー大公の接伴委員であつた安達峰一郎は、コザコフの意向を伝えたり、寺内正毅朝鮮総督や山県との会談を設定する等の任にあたつていたが、後年、石井とともに、国際連盟外交を推進する人物である。また、安達は、石井外務次官時代の一九二一年日仏通商航海条約締結において功績があつたし、この日露協約交渉の頃、一九一六年二月に外務省の事務への従事を命じられ、おそらくこの頃、「講和会議ニ提出スベキ本邦ノ提案」の研究を石井から命じられていたから、⁵⁷石井の安達への信頼は厚かつたであろう。この安達は、日露協約締結後、九月にゲ

(55) 千葉、前掲書、

(56) イアン・ニッシュ『日本の外交政策』（宮本盛太郎監訳、ミネルヴァ書房、一九九四年）、一一九頁。

オルギー大公訪日への答礼として派遣された閑院宮答礼使節団に随員として訪露した。その報告では、ロシアでの歓待を「日露同盟ノ瑞徴」と記述し、さらに、本野の努力・苦心を称揚し、日露間の経済協力促進を説いている⁵⁸⁾。安達も本野に近いスタンスをとっていたように思われるが、このような状況であれば、石井にとって、元老に衝突く度量よりも、どのようにして衝突を回避するかが重要だっただろう。

なお、ロシア革命後秘密同盟協約が公にされて以来、日本またはロシアに「敵意ヲ有スル第三国」はアメリカを想定していたという説もあるが、白色人種に楔を打ち込むために日露同盟を推進するという論理であればいざ知らず、石井についてはどうだろうか。石井が外務次官時代の一九一一年に米英総括仲裁裁判条約が締結され、アメリカは第三次日英同盟の対象外となっていた⁵⁹⁾し、移民問題と対華二一カ条要求をめぐって、日米関係が悪化していたとはいえ、もともと同盟国としてのロシアをそれほど信頼していない石井が、秘密協約作成時に対米戦を想定するだろうか。疑問の残るところである。

さて、以上に見て来たように、石井の外交の基本線は、先ずは戦勝のための四カ国協調で、加藤のような日英同盟骨髄論や山県・本野の日露同盟論と異なっていた。しかし、この連合国・多(大)国間協調の最優先も、戦争終結ま

(57) 安達峰一郎博士顕彰会編『国際法にもとづく平和と正義を求めた安達峰一郎―書簡を中心にして』、二〇一一年、一一四頁。

(58) 安達峰一郎「訪露雑感」、『外交時報』、二四卷一〇号、一九一六年。

(59) この件に直接関してではないけれども、石井は、翌一九一七年米国特派大使となつて、ニューヨークで第三回日英同盟協約締結(一九一一年)当時の事情を説明した時に、アメリカ側での日英同盟への懸念を払拭するため、米英間で「不戦条約」にあたる綜括的仲裁裁判条約が締結された場合には、アメリカを日英同盟協約の適用範囲外とした(第四条)のであるが、「當事日本にして少しにても對米戦争の夢を見て居つたとすれば、自ら進むで米国を日英同盟適用範囲から除外しよう」と提議する筈がない事を力説(『余録』、七一頁)したと述懐している。

でのことであって、日露協約締結を決めた時点では、戦後は四または五国の同盟を想定していたかもしれないが、明確ではない。まずは講和会議においていかに大国の地位を確保し、ドイツからの領土割譲を勝ち取るか位のことではなかったであろう。

その意味では、ロシア革命によって日露同盟が水泡に帰すことになった以上、山県や本野よりも石井の方が正しいビジョンを持っていたとしても、山県や本野が終戦後を考えて日露同盟を積極的に推進したのと、石井は異なる。つまり戦後の国際秩序がどのようなになり、どのように対応するかについては明確でなかったという限りでは、ビジョンがあまりなかったと思われる。これを考え始めるのは、おそらく外相辞任後、米国特派大使・駐米全権大使になってからのことであろう。

この点は次節で扱うが、その前に、石井の対中国政策に簡潔に触れておこう。大隈内閣退陣後、寺内内閣が成立するが、石井が外相留任を固辞したのは、この対中国政策問題だからである。

まず、石井は、加藤高明の対華二一カ条には反対ではなかった。石井は対華二一カ条要求について、「仔細に吟味すれば、其所に我が政府を非難攻撃すべき何物もなかった事が明瞭になる」と言う。「旅大の租借及南滿安奉兩鐵道の期限延長」要求は「正當權利に基く要求」であって、問題は第五号の「支那政府ハ將來必要ノ場合ニ日本人ヲ顧問ニ僱用スベキコト」という「兩國の將來を念ひての希望条項」を同時に持ち出して疑惑を招いた不手際にあると言う。

また、石井は袁世凱の帝制復歸の動きを封じようとした。袁世凱の帝制復歸運動は、大隈首相外相兼任時代に現れるが、石井が外相に就任した一〇月一三日の翌二四日の閣議で、中国の動亂をきたすおそれありという理由で、帝制

中止勧告を行う決定をする。この勧告は英仏露と共同でなされるのであるが、日露関係強化とともに日中関係改善を志向し、対華二一カ条を批判していた山県や田中義一参謀次長、海軍からの反対を受ける。さらに、大隈政権の対中国政策を批判し、中国との関係改善を求めていた原敬政友会総裁も、中国に対する内政干渉を批判する。これらに関連して、石井は「傍觀不干渉の態度を守るべきは勿論である」けれども、「獨塊の代表は猶ほ北京に駐在してさかんに中傷離間を行ない、東洋の平和を攪乱して」日本陸海軍を極東に釘付けにし、英国海軍を極東に差し向けさせようとしているときに、中国の混乱を来すような画策を傍觀できないと述べている。⁽⁶¹⁾

他方で、英仏露側からは、日本に対して、中国を参戦させるための働きかけが行なわれる。中国参戦引き入れ問題であるが、石井はこれらの動きに対して同調するような決定を下さなかった。ロシアは、日露協約交渉過程において、本野に中国参戦引き入れを提議したが、石井は「ともすればロシアにコミットする本野を押しとどめ」注意を与えた。⁽⁶²⁾ 五国協調における日本の大国としての地位を維持するためであろう。

三、米国特派大使・駐米全権大使時代―新外交へ

一九一六年一〇月九日、大隈内閣は総辞職し、山県の意向で親露派の寺内正毅内閣が成立する。石井は外相留任を固持し貴族院議員となる。寺内が大隈内閣の中国政策を内政干渉と批判していた事が背景にあるが、石井の後任は、山県の推薦で本野駐露大使に決まり、本野の病氣退任（一九一八年四月）後は同じく親露派の後藤新平が外相となる。

(61) 同上、一一〇頁。

(62) 『外務省の百年 上』、六二三頁。

(63) 『随想』、二〇七―二〇八頁。

寺内内閣は、本野案に基づいて、一九一七年一月九日の閣議で新しい中国政策を決定する⁽⁶⁴⁾。その骨子は、中国の独立と領土保全の尊重、内政不干渉、満蒙等を除く中国地域では列国との協調、南満州及び東部内蒙古等の特殊権益は拡充・促進、等であった⁽⁶⁵⁾。

石井は、一九一七年四月六日にアメリカが参戦すると、全権特使として派遣されることになった⁽⁶⁶⁾。米国の参戦を「祝福」すると同時に、対華二カ条宣言以来悪化していた対米関係の修復のためである。繰り返すが、戦後の国際秩序について明確なヴィジョンを持っていなかった石井が、これを考えるようになるのはウィルソン (Woodrow Wilson) 外交との出会いによってであろう。

石井は中国問題をめぐる國務長官ランシング (Robert Lansing) との交渉前に、ウィルソンと会談し、列国による勢力範囲の設定が門戸開放・機会均等主義を妨げているとする「勢力範囲撤廃」の考えに共鳴し、その受け入れを日本政府・本野外相に働きかけるが、外交調査会では対英関係や日露協約における合意を無視するものだと厳しく批判され、本野外相は、「勢力範囲」には触れないで、日本の「特殊地位」の承認を求めよう九月一八日指示する⁽⁶⁷⁾。

石井自身、日露協約締結において勢力範囲拡大を狙っていたし、日本が特殊権益を手放すことは考えてもいなかったから、ここには矛盾があるように思われるが、後年、「勢力範囲」は独露両国が山東および満洲に主張したもので、これを撤廃して門戸開放・機会均等主義を受け入れた方が経済的に日本に有利と考えていたと記している⁽⁶⁸⁾。

(64) 千葉、前掲書、三三四―三三七頁参照。

(65) 『外文』、大六一―二、二一六頁。

(66) この経緯については、『随想』、二一〇―二二一頁。

(67) 石井の考えを支持したのは、小村欣一等の政務局第一課であった。千葉功、前掲書、三八六―三九一頁。

この「勢力範囲撤廃」について外交調査会で批判されたことをめぐって、石井の「国内政治に対する感覚のにおさ」を指摘する見解もあるが、石井の「勢力範囲撤廃」論は寺内・本野の親露派政権への異議申し立てと見ることもできるかもしれないし、ウィルソン外交にいち早く適応するという点では、国際政治に対する感覚の鋭敏さを意味するとも言えるかもしれない。

ともかく、この後、石井はランシングと交渉を重ね、一月二日、石井・ランシング協定が成立する。周知のように、この協定は、日本が中国において「特殊利益」を持つことを、中国の独立と領土保全、中国市場の門戸開放及び機会均等と同時に確認するものであった。その場合、石井は「特殊利益」を地理的近接性から生じる関係的なものとして、たんに経済的な利益だけでなく政治的利益も含むものと考えていた。⁷⁰⁾ 他方、ランシング側は実体的かつ経済的利益に限定して理解していた。⁷¹⁾

曖昧であったけれども、確かにこの協定によって、日露戦争以来日本が追求してきた「多角的同盟・協商網」は完成する。⁷²⁾ が、直後にロシア革命が起り、ソヴィエト＝ロシアがドイツと単独講和を行うから、石井の懸念は的中し、「多角的同盟・協商網」は崩壊を始める。

(68) 『余録』、一三八頁。

(69) 長岡新次郎、前掲論文、二四二頁。

(70) この場合、政治的利益とは、(一)「支那に天変地異ありて内外人の生命財産に危険ある場合」、(二)「支那に悪疫流行して内外人の生命危殆に瀕せる場合」、(三)「支那に鎮定の見込みなき内乱勃発したる場合」、(四)「支那に危険思想瀰漫して海外に伝搬する虞ある場合」、等において日本が蒙る影響力の大きさを考慮した「特殊利益」であった(『余録』、一五七頁)。

(71) 高原秀介『ウィルソン外交と日本』(創文社、二〇〇六年)、第二章参照。

(72) 千葉功、前掲書、第四部第三章を参照。

この間、一九一八年一月八日、ウィルソン大統領の一四カ条平和原則が表明される。石井は二月二五日に駐米大使に就任し、一月休戦を迎える。戦後国際秩序構想はロシア抜きで考えることになるのであるが、石井は、一四カ条原則をどのように見ていただろうか。

ウィルソンの「勢力範囲撤廃論」に共鳴していたことがあるように、石井には、一面では確かにウィルソン流の考え方は日本に有利だと考えていた所がある。

七月八日付け後藤外相宛電信では、ウィルソン大統領の腹心ハウス (Edward M. House) 大佐との会見で、ハウスが戦後の国交は正義に基づくべきで、そのためには国内警備に必要な水準まで軍備を縮小撤廃することが不可欠である等の持論を述べたのに対して、次のように応じたと報告されている。

戦後世界を正義を原則として治めるとしても、戦前世界を正義と考える国もあれば、国家主権の絶対性を主張する国もある。この二つの信条が結びついて、米国、英領カナダ、オーストラリア、南亜植民地等における日本人労働者排斥が継続すれば、日本人は狭い国土に縛られ窒息するに至るであろう。さらに仏領インドシナ貿易における差別待遇撤廃の要求も、依然として排斥されている。国交上の正義がこの不平等を基礎にするのであれば賛同し難いが、日本国民が欲するのは、門戸開放機会均等の主義のもとで、この不平等という正義に反する状態が除去されることだと、石井は主張する。これに対して、ハウスは、大統領もハウスも同意見だと述べ、武備撤廃永久平和の目的に向つて米
国と協力すれば、門戸開放・機会均等の下に日本国民の活動も容易になろうと述べたといふことである。⁽⁷³⁾

国際連盟規約における人種差別撤廃条項挿入提案の先駆けと目される主張であるが、重要なのは、戦前の世界に戻つ

(73) 石井駐米大使から後藤外務大臣宛大正七年七月一二日付け、第三五四号、アジア歴史資料センター、レファレンスコード

て、国家主権が絶対視される世界では、移民差別や貿易差別等の不正義は解消しないと述べているところであろう。国際正義を基礎とする国際関係が成り立つためには、人的・物的差別待遇が除去されねばならない。この点は、一九二四年の国際連盟におけるジュネーブ議定書策定過程において日本が提出した問題で、移民政策が国家主権のもとで国内管轄問題とされれば、移民差別をめぐる紛争が生じた時に、国際連盟理事会はどのように関与するのかという問題、いわゆる「日本事件」につながる問題である。石井は、戦後世界が国際正義を基礎とするものであれば、国家主権への制約は必要ではないかと考え始めたように思われる。

さて、一九一八年一〇月初旬、ウイルソン大統領にドイツから講和申し入れがあり、ウイルソンは一四カ条原則を休戦条件として講和に入るべく、パリに置かれていた最高軍事会議に打診する。英仏伊三国は異議なしの回電を送る。この最高会議に日本は出席していない。このとき英仏は日本に諮ることなく回電をしたわけであるが、石井は、これをロンドン宣言に違背するものと考え、原内閣内田康哉外相に対して、英仏伊政府に抗議するとともに、ウイルソン大統領にその写しを送るよう要請したと述懐している。石井がこの要請を行ったのは、自ら心血を注いだロンドン宣言加入による協調関係が無視され、対等の扱いを受けていないという思いからであるが、同時に一四カ条原則についてきちんと検討する必要があることを伝えたからでもある。石井によれば、ウイルソンの「領土不割譲主義」はドイツ領有の南洋群島併合の妨げになる虞があるので、後日一四カ条原則についてはウイルソンからこれを講和の基礎としたではないかと言われた時に、為す術がなくなるからである。⁽⁷⁴⁾

そして、一月一八日付け内田外相宛電信では、一四カ条原則について幾つかの注意点を指摘している。⁽⁷⁵⁾

(74) 『随想』、一九七一一九八頁。『外文』、六七―三、四九一―文。

第一に、第三条（平等な通商関係、経済障壁の除去）は、インドシナ貿易における差別待遇やオーストラリア等において起こりうる不利益待遇一掃に効果が見込める。

第二に、第一四条の国際連盟については、その基礎となる国際正義が発揮されるためには、「人類固有ノ動カスヘカラサル権利」として「脱籍 expatriation」、帰化等を認めることが必要である。独立主権・領土保全等の主義を尊重する範囲内で、「敏活有為ナル国民ノ正當ナル希望」を満足させることは、「領土狭小人口稠密」の日本にとって特に必要であり、この立論の正当性を主張する宣言書案を提出することが得策である。そして、この宣言書案は国際連盟の成立を希望しない場合には「武器」（おそらく言訳になるという意味と思われる一筆者）になるし、賛成する場合には国際正義の完全を期するという名目でこの立論を主張するのが得策であると提案している。

第三に、ウイルソンは、九月二七日の演説で、国際連盟成立の場合、同盟を結ぶことを禁ずることを意図している。国際連盟において綜括的仲裁裁判が可能になれば日英同盟は事実上消滅することになるが、米国がモンロー主義及び移民問題のため、綜括的仲裁裁判に同意しない時にも、同盟禁止の方針と日英同盟との「衝突」がおこることに注意する必要がある、とする。

石井は、通商の自由と経済障壁の除去という経済的自由主義、国際正義の観念を積極的に評価しているように思われる。「脱籍」や帰化の権利は人種による帰化資格の制限撤廃を狙ったものであるが、人的・物的差別待遇の問題は、以前のように「国家ノ体面」というよりも国際正義の問題とされている。

石井の意見は、時間的に見て一一月一三日、一九日開催の外交調査会における一四カ条原則に関する内田外相の意

(75) 石井駐米大使から内田外務大臣宛大正七年一一月一八日付け第七二一号、第七二一号続き、第七二二号、アジア歴史資料センター、レファレンスコード B06150560400。

見案には反映されなかったようであるが、内田意見案では、秘密外交の廃止、海洋自由、経済障壁撤廃、軍備制限、植民地処分、国際連盟の諸項目において、だいたいにおいて大勢順応で臨むとするが、及び腰である⁽⁷⁶⁾。このうち、石井の意見書と重なるものに付いて言及しておけば、経済障壁撤廃は「具体的規定ノ詳細ニ入ルニ非サレバ容易ク之カ賛否ヲ表シ難シ」としつつ、帝国工業の現状では日本国民と他国民との均等待遇は同意し難いけれども、「他国民間ニ均等ノ待遇ヲ与フルノ趣意ニ止マル」限りでは帝国に有利とし、なお勢力範囲、関税制度、移民問題等に関わるから、これらの点については「必要ニ応ジ更ニ訓令ス」としている。また、国際連盟については、目的には賛成だが、「国際間ニオケル人種の偏見ノ猶未タ全然除却セラレサル現状ニ顧ミ」、連盟の目的を達成する方法如何では「帝国ノ為メ重大ナル不利益ヲ醸スノ虞」ありとし、連盟案の審議はできるだけ先送りし、連盟案が具体化した時には人種の偏見から生じる「帝国ノ不利」を除去するための「適当ナル保障ノ方法ヲ講スル」よう務める、というものであった。

内田意見案と外交調査会での議論と比べれば、石井の方は、経済的自由主義を積極的に踏み込んで評価し、人種平等問題および移民問題に国際正義の点からも具体案に踏み込んでいて、一四カ条原則を積極的に受け止めているように思われる。

なお、同時期、近衛文麿が「英米本位の平和主義を排す」を書いて、国際連盟加入にあたっては、経済的帝国主義の排斥と人種平等を「正義人道」として主張せよと述べている⁽⁷⁷⁾が、石井もほぼ同じ事を述べていると見てよい。しかし、近衛の主張はウィルソンの思考の偽善性を衝く傾向が強い。ウィルソンの思考の偽善性を衝く議論がアジア主義と後

(76) 小林龍夫編『翠雨荘日記 伊東家文書』(原書房、一九八六年)、二八四―三二〇頁。

(77) 近衛論文については、中西寛「近衛文麿「英米本位の平和主義を排す」論文の背景」、『法学論叢』第一三二巻、第四・五・六号、一九三九年、参照。

の外務省革新派に結びつくのに対して、石井は、移民差別や関税差別の具体的な問題において、ウィルソンの考え方は、この「不平等」の縮小に有用だと考えている。

石井は『余録』の中で、ウィルソンについて、国際連盟規約に日本提案の人種平等の一節を導入することを拒否したこと、モンロー主義に関する条項を追加したことを問題としているけれども、「新世界の正義の為、孤軍奮闘したのは誠に天晴」と評価するのである。⁽⁷⁸⁾

そして、国際連盟に関しては、内田案は具体的イメージを持ち得ていず、翌年日本が提案する人種差別禁止条項提案につながる提案以上のものを含んでいない。海洋自由の問題に関することで、同盟協約の存在が認められない事態を予見しているが、日英同盟があることを前提に英国と共同歩調を取るとしている。石井の場合は、国際連盟が創設された場合、同盟は禁止され、法律問題に限定されず国家の名誉、独立、「死活的利益」に関する紛争をも対象とした、一種の「不戦条約」である「総括的仲裁裁判」が一般化すると捉えていたように思われる。日本政府は一九〇七年の家屋税事件敗訴以来仲裁裁判を忌避して来たと言われているけれども、石井は、一九一八年夏に、米英と米仏の仲裁裁判条約の延長を見ながら、自ら日米仲裁裁判条約延長を提議したことに示されるように、仲裁裁判を肯定的にとらえていたと思われる。しかし「総括的仲裁裁判」については定かではない。

なお、一二月八日の外交調査会では、牧野伸顕が単に大勢順応ではなくもつと積極的に「大勢ヲ予見シテ少ナクトモ主義上ハ進ミテ国際連盟ノ成立ニ賛同」すべきであり、それによって「人種宗教国力等ノ別ニヨラサル完全平等ノ待遇ヲ要求スル」と意見を述べたのに対して、伊東巳代治は、国際連盟の具体的成案がはっきりしないし、国際連盟

(78) 『余録』、四五六一―四五七頁。

が成立すれば日英同盟は自然消滅するが、その結果を考えずに国際連盟に賛同するわけにいかないと意見を述べる。さらに国際連盟成立の折には、「一般的仲裁条約」が加盟国間に締結され、一種の政治同盟のようなものが生まれるであろうが、それが日本の発展に不利でなければ同意するのでもよいのではないかと言う。しかし、伊東の見るところ、これは「アングロサクソン」人種の現状維持を目的とする政治同盟のようなもので、その成立がそれ以外の列国の発展を掣肘するかもしれないのである。⁽⁷⁹⁾

国際連盟について日本政府はこの時期まで準備をしていなかったのは言うまでもないが、石井は、「旧外交」堅持の伊東の意見のようにネガティブではもちろんないけれども、この一九一八年末の時点では国際連盟については態度を決めかねている。国家主権の絶対性と日英同盟を軸にした「旧外交」の継続か、集団安全保障に基づく「新外交」かという問題である。

とはいえ、石井は、国際連盟には慎重であった外務次官・幣原喜重郎のように「利害関係国相互の直接交渉によらず、こんな円卓会議で我が運命を決せられるのは迷惑至極だ⁽⁸⁰⁾」とは言わない。幣原の場合、依然として旧外交の枠組みに囚われている感が強いが、石井の場合、これまで見て来たように、二国間同盟には消極的であったし、日英同盟も第三回(一九一一年)は結ぶ必要がなかったと考え、講和会議を目標に連合国・多(大) 国間協調を重視していたから、新外交の受容については内田や幣原よりも先んじており、後年国際連盟外交を担う下地は形成されつつあったと見てよいだろう。

しかし、石井は一九一九年一月に始まる講和会議全権にも代表団にも選ばれなかった。一九一八年九月二九日に原

(79) 小林龍夫編『翠雨荘日記 伊東家文書』、三三三―三三三九頁。

(80) 幣原平和財團編『幣原喜重郎』(幣原平和財團、一九五五年)、一三六―一三七頁。

敬内閣が成立しているが、石井は「政友会の反対党たる同志会を基盤として組閣した大隈内閣の下で、政敵加藤高明の推挽によって外務大臣を勤めたといふ経歴がある」⁽⁸¹⁾ために原に忌避されたようである。確かに外相時代の石井は袁世凱帝政復帰問題で原から内政干渉と批判され、対米交渉時の勢力範囲撤廃論についても外交調査会において、石井は日本の対中国方針を誤解させないよう十分説明して帰るだけでよいと批判されていたから、原が石井を忌避するところはあっただろう。

もちろん、I・ニツシュ (Tan Nishu) が述べているように、ヴェルサイユ条約の諸条項の実行にあたって、日本の場合、「大統領と国務省に、使える影響力を駆使して集中攻勢をかけるため、経験に富んだ大使をワシントンに留めておくことは大きな意味があった」という面もあるだろうけれども、基本的には先の理由によるであろう。

いずれにしても、石井は講和会議には出席出来なかった。石井が関与したのは、国際連盟規約の作成段階で、日本提案の人種差別撤廃要求に関して、アメリカでは抵抗の特に強い移民問題から人種差別問題を分離して、様々な趣旨説明を行ったことにとどまる。⁽⁸²⁾そして、日本政府が阪谷芳郎男爵を財政顧問として中国に送り込もうとして、アメリカ国務省の反対にあった阪谷事件を引き金にして、駐米大使を一九一九年六月に辞任し、帰国する。そして、一年後、国際連盟第一回総会を前にして、駐仏大使、国際連盟総会・理事会日本代表に就任する。

(81) 同上、一九六〇年、一四八頁。

(82) イアン・ニツシュ、前掲書、一三〇頁。

(83) 石井は、一月一四日、在英国永井臨時代理大使宛に、先の七月のハウス大佐が国際正義に関して述べたことを伝え、その中で、国際正義の基礎が国家主権に置かれれば、「内国政策ニ対シテハ外国の干渉スベキアラザル」を理由として移民禁止・差別の問題が生じることが指摘されている（「外文」、大八一―三上、三五五文。本文でも述べた通り、これは、一九二四年のジュネーブ議定書をめぐるいわゆる「日本問題」の背景になった問題である。

結びにかえて

石井の言説は時と場所によって変化しているし、彼の外交行動にはヴィジョンがないとも見えるかもしれないが、第一次世界大戦期の石井の外交の基本的志向性を抽出すれば、自力自衛、二国間同盟の最大限回避、連合国・多(大)国間協調と言えるのではないだろうか。

「親仏派」とされる石井は、インドシナ通商における物的差別待遇の是正問題では国家間の対等性を求め、日仏同盟には消極的に対応した。この点では石井は加藤に近かったが、他方で四国同盟には積極的で、これが頓挫した後は、ロンドン宣言加入を最優先させた。外相時代の第四回日露協約締結にしても、親露派の山県や本野とは異なって、ロンドン宣言加入によって可能になった五カ国の連合国・多(大)国間協調を維持するための、「有利な条件」でのやむをえざる選択にすぎなかった。しかし、この時点では、石井は明確な戦後の国際秩序像を持っていなかった。

外相退任後、米国特派大使・駐米大使となった石井は、石井・ランシング協定により、二国間同盟・協商を積み上げて行く「多角的同盟・協商網」を完成させたとされるが、二国間同盟を極力忌避していた石井は、旧外交からやや外れる面を持ち合わせていた。何よりも石井は人的・物的待遇における国家間の対等性と連合国・多(大)国間協調を優先させていた。このこととともに、ウイルソンの勢力範囲撤廃論と一四カ条原則の検討過程で経済的自由主義と

(84) 人種平等条項に関する研究文献としては、以下を参照。池井優「パリ平和会議と人種差別撤廃問題」、『国際政治』第二三巻、

一九六二年。大沼保昭「遙かなる人種平等の理想」、大沼保昭編『国際法、国際連合と日本』(弘文堂、一九八七年)。Nozko, Shimazu, *Japan, race and equality: the racial equality proposal of 1919*, Routledge, 1998. 島津直子「人種差別撤廃案」、坂野潤治・進藤宗幸・小林正弥編『憲政の政治学』(東京大学出版会、二〇〇六年)。

国際正義論を受容することを通じて、二国間同盟を基礎にした「旧外交」から国際連盟による「新外交」への転換の担い手となる素地が形成されたのではないかと思われる。

本稿は、第一次世界大戦後、国際連盟外交の推進者となる石井の外交を考察する上での前提を扱ったにとどまる。一九二〇年代の石井の国際連盟外交と日仏外交の検討は別稿において行うことにしたい。

〔付記〕

川崎信文先生には、名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程（政治学専攻）入学以来今日まで、研究はもとより公私にわたってたいへん暖かく御指導をいただきました。厚く御礼申し上げます。